

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊国分駐屯地  
第364会計隊長 米村 武志

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業の部外委託
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊国分駐屯地
- (4) 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において労働保険料等の滞納がないこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料又は厚生年金保険料等の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。
- (9) 給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業の部外委託の仕様書に示す業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (10) 公告及び仕様書によるほか、国分駐屯地における給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項（以下「入札実施要項」という。）による。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)

陸上自衛隊国分駐屯地

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊国分駐屯地第364会計隊及び西部方面隊ホームページ

5 入札説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、現場説明会は、令和6年1月12日～令和6年1月19日で実施するので、希望日の2日前に糧食班長(担当:福丸 内線:760)に連絡することとし、合同での説明会は実施しない。また、現場説明会に参加しない者は、入札への参加をさせない。

## 6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 : 陸上自衛隊国分駐屯地 隊員食堂
- (2) 日 時 : 令和6年2月2日(金) 13時30分

## 7 違約金等に関する事項

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 8 落札決定方法

本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、総額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令(昭和24年勅令第165号)第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

本入札に係る落札は、本委託業務に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。

## 9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

## 10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 仕様書を受領していない者の入札
- (3) 第13項第4号で示す入札関係書類を提出しなかった者の入札
- (4) 入札金額、入札者及び押印がない入札並びに判明し難い入札
- (5) 電話・電報・FAX等による入札
- (6) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に係る記載がない場合及びその内容に虚偽があった場合、並びに暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 現場説明会に参加しなかった者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 契約書の作成

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

本委託業務の入札に係る契約締結は、本委託業務に係る令和6年度予算が成立することを条件とし、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

12 入札時の携行品  
印鑑等一式、入札に必要な書類、筆記具

13 その他

- (1) 入札に関し委任を受けた者は、入札執行の前に「委任状」を提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、仕様書及び入札実施要項を令和5年12月19日(火)以降に陸上自衛隊西部方面隊ホームページより受領するとともに、下記連絡先に入札参加希望の一報を入れること。
- (3) 次号に示す入札関係書類を令和6年1月11日(木)までに持参又は郵送により提出すること。
- (4) 市場調査表については、令和6年1月19日(金)までに提出すること。
- (5) 入札関係書類

ア 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度の競争参加資格(全省庁統一資格)に係る資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。

イ 労働保険、厚生年金保険等の納入証明書

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料又は厚生年金保険料等の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを提出するものとする。

ウ 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。(入札実施要項第5項第3号による。)

(7) 実施態勢

- a 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等
- b 調理及び配食時における作業従事者等の配置
- c 管理態勢及び連絡態勢
- d 従業員の教育研修態勢

(イ) 食品衛生管理

- a 衛生管理計画
- b 衛生事故への対応

(ウ) 入札年月日の前々年度以降における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況

- a 不履行内容(減額されたものも含む。)
- b 不履行内容の改善状況及び再発防止施策

(6) 郵便による入札の場合は、令和5年2月1日(木)17時00分までに必着するよう「書留」で郵送し「国分駐屯地給食業務等の部外委託入札書在中」と記入するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は、直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については、令和5年2月8日(木)10時00分に第364会計隊入札室で実施する。再度入札の場合の郵便による入札は、令和5年2月7日(水)17時00分までに必着とする。(電話・電報・FAXは認めない。)

(7) 入札終了まで、退室・電話等連絡は特に必要とみなす場合以外を除き認めない。

(8) 本入札に係る質疑については令和6年1月19日(金)までに、文書またはFAXにて提出すること。なお、質問に対する回答については、入札参加希望業者全てにFAX等にて通知する。

14 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

(1) 入札に関する事項

〒899-4392

鹿児島県霧島市国分福島二丁目4-14

陸上自衛隊国分駐屯地第364会計隊契約班(担当:三本)

TEL 0995-46-0350(内線636)

FAX 0995-46-4076

(2) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊国分駐屯地業務隊補給科糧食班長（担当：福丸）

TEL 0995-46-0350（内線760）